令和８年度農業雇用条件改善推進事業（４次）公募要領

第１　事業目的

農業従事者の減少や高齢化に加え、全国的な人手不足の影響により、農業労働力不足が深刻化しています。このような中、本県農業の持続的な発展のためには、雇用等により労働力を確保し、個別経営体の規模拡大を促進していくことが重要です。

しかしながら、農業は他産業に比べ雇用条件等の整備が遅れていることから、安定的に労働力を確保するためには、就業規則や労働保険を整備するとともに、安全かつ快適な作業環境づくりを進めることが必要です。

そこで、雇用労働力を確保し経営発展を図ろうとする農業経営体による雇用条件等の整備及び改善の取組を支援します。

本事業の応募方法及び事業内容については、この公募要領のほか、１の（１）～（４）の資料をお読みいただき、必要な応募書類を２の公募期間内に御提出願います。

１　資料

（１）農業雇用条件改善推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）

（２）農業雇用条件改善推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）

（３）農業雇用条件改善推進事業パンフレット

２　公募期間：令和８年１１月１６日（月）から令和８年１２月１８日（金）まで

第２　事業内容等

この公募要領により公募を行う事業の概要は次のとおりです。

１　事業実施主体：本県内の市町村長等が認定した認定農業者（農業法人、農業者）

２　補助金額：１事業実施主体当たり２０万円（定額）

３　事業内容：令和８年度（令和８年４月１日～令和９年３月３１日）に雇用を増加させ、次の（１）事業１、又は（２）事業２に取り組む事業実施主体を支援します。

（１）事業１：雇用条件の整備

次の①及び②のいずれか一方若しくは両方の雇用条件が整備されていない事業実施主体が、①及び②の両方を整備する取組を支援します。

①　就業規則

②　労働保険

（２）事業２：雇用条件等の改善

事業１の雇用条件が既に整備されている事業実施主体が、専門家の助言を受けて行う次の①又は②のいずれか一方又は両方を改善する取組を支援します。

ただし、対象経費（専門家への支払経費（税抜き）及び作業環境の改善に係る経費（税抜き））の合計額が２０万円以上となる場合に限り事業対象とします。

①　就業規則

②　作業環境

第３　応募書類及び提出等

１　応募書類

応募に必要な書類は次の（１）農業雇用条件改善推進事業実施計画協議書（以下「協議書」という）、（２）農業雇用条件改善推進事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）及び（３）添付資料です。

（１）協議書（実施要領の別記様式第１号）

（２）事業実施計画書（実施要領の別記様式第２号）
（３）添付資料
ア　誓約書（実施要領の別記様式第２号別添様式１）
イ　役員等名簿（実施要領の別記様式第２号別添様式２）
ウ　被雇用者名簿（実施要領の別記様式第２号別添様式３）
※事業実施計画書提出時点で既に雇用を開始している場合のみ
エ　農業経営改善計画認定書の写し
オ　被雇用者全員分の雇用契約書（雇用条件通知書）の写し
※事業実施計画書提出時点で既に雇用している場合のみ
カ　法人の定款（事業実施主体が法人の場合のみ）
キ　就業規則の写し（労働基準監督署の押印があるもの）
※事業実施計画書提出時点で既に整備している場合のみ
ク　労働保険（法人の場合は更に社会保険）の整備状況がわかる書類の写し
（各窓口機関の押印等があるもの）
※事業実施計画書提出時点で既に整備している場合のみ
ケ　設計図、カタログ等
※第２の３の（２）「事業２：雇用条件等の改善」の「②　作業環境」を実施する場合のみ
コ　福祉事業所等への農作業委託による農福連携の取組を要件とする場合は
作業日誌等

２　応募書類の提出方法等
（１）提出方法
第７に記載する書類提出先（県農業事務所企画振興課）にお持ちくださるか郵送願います。
（２）提出期限
令和８年１２月１８日（金）午後５時まで（郵送の場合も同日必着）
（３）提出に当たっての留意事項
ア　応募書類を提出する際には、添付資料が揃っているか、必ず確認願います。
イ　提出部数は２部です。
ウ　応募書類の返却は行いません。
エ　提出された応募書類については、本事業にのみ利用し、千葉県個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

第４　事業実施計画の承認
知事は、提出された応募書類の内容を審査し、その事業実施計画を承認する場合はその旨を、承認しない場合はその旨を、それぞれ通知します。
なお、応募が予算額を上回る場合、実施要領別表２の基準により算出したポイントの上位の事業実施計画から順に予算の範囲内で採択し承認します。

第５　補助金の交付に必要な手続等
１　補助金の支払手続
知事から事業実施計画を承認した旨の通知を受けた事業実施主体は、交付要綱第３条に定める交付申請書（別記様式第１号）を作成し、添付書類を揃えた上で県農業事務所企画振興課に提出してください。
その後、知事から発出される交付決定通知の通知日以降に、事業を開始することができます。

県からの補助金の支払時期は、事業完了後となります。支払に関する手続は、以下のとおりです。

（1）事業実施主体は、事業完了の日から起算して３０日を経過した日又は令和９年３月３１日のいずれか早い期日までに、交付要綱第７条に定める実績報告書（別記様式第４号）を作成し、添付資料を揃えた上で県農業事務所企画振興課に提出してください。

（2）知事は、提出された実績報告書を審査の上、補助金額の確定通知を発出します。

（3）補助金額の確定通知を受けた事業実施主体は、交付要綱第８条に定める交付請求書（別記様式第５号）を作成し、県農業事務所企画振興課に提出してください。

（4）提出された交付請求書を基に、県から事業実施主体へ補助金を支払います。

第６ 問合せ先

お問合せについては、次の千葉県庁担い手支援課宛て御連絡いただきますようお願いします。

千葉県農林水産部担い手支援課経営体育成班
〒260-8667
千葉市中央区市場町１－１　千葉県庁本庁舎 17 階
TEL：043(223)2905　FAX：043(201)2615
MAIL：ninaite06@mz.pref.chiba.lg.jp

第７ 書類提出先

応募書類の提出先は、下記の県農業事務所企画振興課です。

事務所	管轄地区	住　　所	電話番号・メールアドレス
千　葉	千葉市・習志野市・市原市・八千代市	〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-24	043(310)3026 chibakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
東葛飾	市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ケ谷市	〒277-0861 柏市高田 990-1	04(7143)4121 hkn-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
印　旛	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町	〒285-0026 佐倉市鏑木仲田町 8-1	043(483)1129 inbakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
香　取	香取市・神崎町・多古町・東庄町	〒287-0003 香取市佐原イ 92-11	0478(52)9192 katoriacks@mz.pref.chiba.lg.jp
海　匝	銚子市・旭市・匝瑳市	〒289-2504 旭市ニ 1997-1	0479(62)0156 kaitiiki@mz.pref.chiba.lg.jp
山　武	東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・芝山町・横芝光町	〒283-0006 東金市東新宿 1-11	0475(54)1122 san-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
長　生	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1	0475(22)1751 chouseiafc02@mz.pref.chiba.lg.jp
夷　隅	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町	〒298-0212 大多喜町猿稲 472-2	0470(82)4956 isuminou@mz.pref.chiba.lg.jp
安　房	館山市・鴨川市・	〒294-0045	0470(22)7131

	南房総市・鋸南町	館山市北条 402-1	awa-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
君　津	木更津市・君津市・ 富津市・袖ケ浦市	〒292-0833 木更津市貝渕 3-13-34	0438(25)0107 kiminou-k@mz.pref.chiba.lg.jp